

議案第42号

多可町税条例の一部を改正する条例の制定について

多可町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年6月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は、零とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日に施行する。

多可町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～14 (略)</p> <p><u>15</u> 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～14 (略)</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>